

利用停止請求権規定の概要(先行7県)

(15.4.1現在:兵庫県のまとめ)

	利用停止請求権の対象となる実施機関の違反行為							手続規定		比較衡量基準	是正の申出制度との併設
	適法収集	目的による収集・保有制限	本人以外からの収集制限	センシティブ情報の収集制限	目的外利用の制限	目的外提供の制限	オンライン結合による提供制限	開示前置	期間制限		
									規定の内容		
富山県							-		保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内	行政機関法第38条と同様	無
石川県									保有個人情報の開示を受けた日から90日以内	行政機関法第38条と同様	無
静岡県									保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内	行政機関法第38条と同様	無
和歌山県									保有個人情報の開示を受けた日から90日以内	行政機関法第38条と同様	無
徳島県									保有個人情報の開示を受けた日から90日以内	行政機関法第38条と同様	無
宮崎県									個人情報の開示を受けた日から90日以内	行政機関法第38条と同様	無
鹿児島県	()								個人情報の開示を受けた日から90日以内	行政機関法第38条と同様	無
行政機関法	()								保有個人情報の開示を受けた日から90日以内	行政機関法第38条	無

(注) 「利用停止請求権の対象となる実施機関の違反行為」欄の「-」は実施機関の取扱い制限規定はあるものの利用停止請求権の対象となっていないことを示す。

また、「/」は、実施機関の取扱い制限規定がなく利用停止請求権の対象となっていないものを示し、「()」は、実施機関の取扱い制限規定がなく利用停止請求権の対象として改めて規定されたものを示す。

【参考】岡山県個人情報保護条例第35条(保有個人情報の利用停止等の義務)の条文は次のとおりである。

(保有個人情報の利用停止等の義務)

第35条 実施機関は、利用停止等請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止等請求に理由があると認められるときは、違反を是正するために必要な限度で、速やかに、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要な利用停止等に代わるべき措置を採るときは、この限りでない。

(想定事例)

実施機関の保有個人情報中に不正手段により取得した個人情報が含まれているものを印刷物等の資料の形態で大量に配布してしまい、その回収が困難な場合、回収し刷り直しを配布することに代えて、修正資料を配布することで本人の権利利益を図ることなど。

不開示基準規定の概要(先行7県)

(15.4.1現在:兵庫県のまとめ)

	法定代理人による 開示請求における 本人関与の仕組み	不 開 示 基 準										
		開示請求者(本人)の生命等侵害情報	個人の評価等情報	未成年者・成年被後見人の生命等侵害情報	第三者の個人情報	法人等情報	公共安全情報	法令秘情報	国等との信頼関係情報	意思形成過程情報	事務事業執行情報	国の安全情報
富山県	規定なし											
石川県	規定なし											
静岡県	規定なし											
和歌山県	規定なし											
徳島県	規定なし											
宮崎県	規定なし											
鹿児島県	規定なし											
行政機関法	規定なし											
兵庫県	本人が反対の意思を表示したときは開示請求できない。											

(参考) 未成年者・成年被後見人の生命等侵害情報に係る不開示基準規定は、47都道府県中21団体で措置されている。

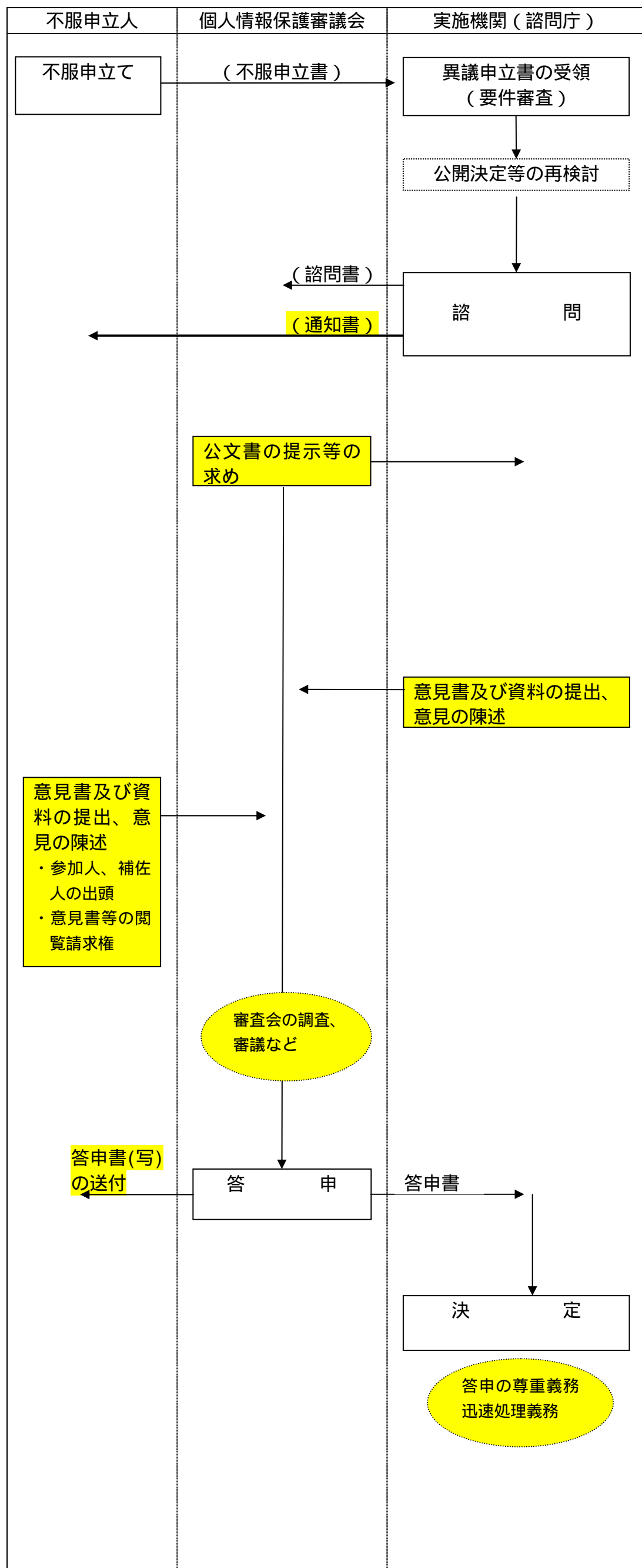
開示請求権関係規定（開示請求及び開示決定等）の整備

検討資料3



開示請求権関係規定（不服申立て）の整備

検討資料4



見直しの考え方

法、条例ともに、「不服申立てが不合法であるために却下する場合」を除いて個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）へ諮問する旨、規定している（行政機関法第42条、条例第26条）
この規定を存置する。

法には、「諮問庁は、審査会に諮問したときは、不服申立人等にその旨を通知する」旨の規定（法第43条）があるが、条例に同様の規定がない。
情報公開条例措置済み（同条例第18条）
条例規定において明記する必要がある。

設置法には、審査会から次のことを求められた場合には、拒むことができない旨の規定（法第9条）があるが、条例には同様の規定がない。
情報公開条例措置済み（同条例第20条）
・公開決定等に係る公文書の提示
・審議会の指定する方法により分類又は整理した資料の提出
条例規定において明記する必要がある。

設置法（第9条）、条例（第38条）ともに、不服申立人、参考人及び実施機関の意見書等の提出について定めはある。
設置法は、これに加え、次の規定（第10条、第13条）を定めているが、条例には同様の規定がない。
情報公開条例措置済み（同条例第21条、第24条）
・不服申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこと
・参加人、補佐人が出頭できること
・不服申立人等が、審査会に提出された意見書等の閲覧を求めることができること
条例規定において明記する必要がある。

設置法には、審査会の調査権限等として次の規定（第9条第3項、第12条）を定めているが、条例には同様の規定はない。
・適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるなどの権限
・審査会委員による調査手続き
情報公開条例措置済み（同条例第20条第4項、第23条）
条例規定において明記する必要がある。

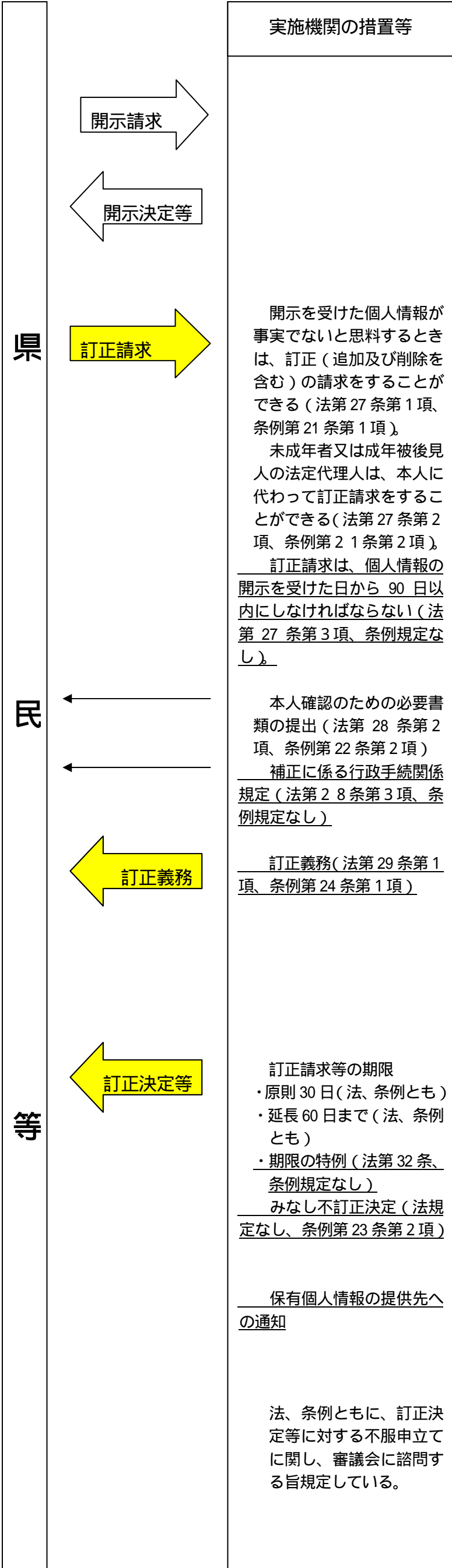
設置法には、答申書の写しを不服申立人に送付し、公表する規定（第16条）があるが、条例に同様の規定がない。
情報公開条例措置済み（同条例第26条）
条例規定において明記する必要がある。

行政機関法には、審査会の答申の尊重義務及び答申後の裁決又は決定の迅速処理義務の規定はない。
情報公開条例第19条の規定に倣い、同様の規定を条例規定において明記する必要がある。

訂正請求権関係規定の整備

検討資料5

見直しの考え方



法には訂正請求をすることができる期限に関する規定があるが、条例に同様の規定がない。
法において、この規定がおかれた趣旨は、次のとおりで条例においても法の規定と同様に、第三者の行政処分に係る法的安定性を確保するため、法と同様の既定を措置する必要がある。

訂正請求することができる期限に関する規定がおかれた趣旨
行政処分は処分相手方だけでなく、一般公共の利害に関係することが多いため、行政事件訴訟法第14条第1項において出訴期限を制限する定めが措置されている。
行政機関における個人情報の多くは、行政処分に関して取得されるために、行政機関法第14条第1項の定めと同様に、訂正請求することができる期限を設けることとした。

法には、訂正請求に係る行政手続規定があるが、条例に同様の規定がない。
開示請求の場合と同様に、行政手続規定を創設することが必要である。

法、条例とも訂正義務に関する規定はある。
なお、法には、これに合わせ「訂正義務の及ぶ範囲」（訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならない）の規定があるが、条例に同様の規定がない。
法の規定の想定事例は、「訂正請求に係る個人情報の内容が現在では古く正確でない場合であってもその時点では事実と合致していた場合は訂正しないこと」などである。条例においても、このような場合は、訂正をしないことを想定していた。条例規定において、これを明記する必要はある。

法には、訂正決定に係る期限の特例規定があるが、条例に同様の規定はない。
大量の訂正請求に対し、その当否を検討するため、決定期限を最大限延長しても、なお、通常の事務の遂行に著しい支障を生じることもあり得るため、法と同様の規定を創設することが必要である。

条例には、訂正決定期限内に訂正決定等がなされない場合は、不訂正とみなす旨の規定があるが、法に同様の規定はない。
訂正請求者の権利利益の保護に資する規定であるので、存置する。

法には、保有個人情報を訂正した場合に提供先にその旨通知する規定があるが、条例に同様の規定はない。
提供先において誤った事実の個人情報が利用され続けることを防止するため、法と同様の規定を創設することが必要である。

開示決定等に対する不服申立ての場合と同様に、法の規定に倣った規定整備が必要である。

